

令和5年 第1回上島町議会臨時会会議録			
招集年月日	令和5年5月26日（金）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎 議場		
開 会	令和5年5月26日 午前9時00分宣告		
応招議員	1	1番	徳永 貴久
	2	2番	林 敬生
	3	3番	藤田 徹也
	4	4番	山上 耕司
	5	5番	宮地 利雄
	6	6番	林 康彦
	7	7番	池本 光章
	8	8番	大西 幸江
	9	9番	亀井 文男
	10	10番	濱田 高嘉
	11	11番	池本 興治
	12	12番	藏谷 重文
	13	13番	前田 省二
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員	なし		
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1	町 長	上村 俊之
	2	副町長	村上 和彦
	3	教育長	清水 伸
	4	総務部長	杉田 和房
	5	健康福祉部長	今井 稔
	6	消防長	小林 俊則
	7	総務課長	坂上 将人
	8	住民課長	田房 良和
	9	教育課長	梨木 善彦
議員・職員以外で会議に出席した者			
会議に職務のため出席した者の職氏名	1	議会事務局 局長	山本 勝幸
	2	議会事務局 課長補佐	田房 聡子

町長提出議案の題目	1 専決処分の承認を求めることについて (上島町税条例の一部を改正する条例) 2 専決処分の承認を求めることについて (上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) 3 工事請負契約の締結について (弓削高等学校学生寮整備工事) 4 物品売買契約の締結について (岩城方面隊第3分団ポンプ車購入事業)
その他の題目	
日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 7番・議員 池本光章 8番・議員 大西幸江
会期	令和5年5月26日 (1日限り)
傍聴者数	6名(男5名・女1名)

◎ 開 会

○(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員は、全員です。

ただいまから、令和5年第1回上島町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番・池本光章議員、8番・大西議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

令和5年第1回臨時会の会期は、本日26日、1日限りとし、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、議案第51号

○(前田 省二 議長)

日程第3、議案第51号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

議案第51号、「専決処分の承認を求めることについて」地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

1、事件名 上島町税条例の一部を改正する条例

2、処分年月日 令和5年3月31日

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律などの上位法が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。

今回の改正は、個人町民税につきましては、税額控除対象となる寄附金を明瞭化する改正です。

軽自動車税につきましては、種別割の税率の特例を3年間延長する改正です。

固定資産税につきましては、マンションに対する減額適用を受ける場合の申告規定の追加です。

その他、法律改正に伴い関係規定を整備しています。

それでは、主な改正内容について説明いたします。

参考資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第34条の7各号は、控除対象となる寄附金の対象を愛媛県賦課徴収条例施行規則第10条に掲げる寄附金と明瞭化する改正です。

2ページをご覧ください。

第36条の3の2第2項は、町民税に係る扶養親族等申告書の記載事項を簡素化する改正です。

17ページをご覧ください

附則第10条の3第12項は、大規模改修が行われたマンションに対する固定資産税の減額

措置を受けようとする申告について規定したものです。

19ページをご覧ください。

附則第16条第1項から第4項は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、期間を3年間若しくは2年間、延長することの規定についての改正です。

その他の改正箇所については、法律改正に伴い関係規定を整備しています。

次に、改め文の5ページをご覧ください。

第1条により、この条例は、令和5年4月1日から施行となりますが、同条第1号から3号により各条項の施行期日が異なっております。

第2条は町民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めています。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。(複数の「ありません」の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第51号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町税条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。

よって、議案第51号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4、議案第52号

○(前田 省二 議長)

日程第4、議案第52号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

議案第52号、「専決処分の承認を求めることについて」地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

1、事件 上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2、処分年月日 令和5年3月31日

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減判定所得基準の見直しによる改正です。

それでは、主な改正内容について説明いたします。

参考資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条第3項は、後期高齢者支援金課税額の限度額を20万円から22万円に改正するものです。

2ページをご覧ください。

第23条第1項第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数ごとの金額を28万5千円から29万円に引上げ、同項第3号は2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数ごとの金額を52万円から53万5千円に引上げる改正です。

その他、法律改正に伴い関係規定を整備しています。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行しています。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第52号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。

よって、議案第52号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5、議案第53号

○(前田 省二 議長)

日程第5、議案第53号、「工事請負契約の締結について(弓削高等学校学生寮整備工

事)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育長) はい。

それでは、議案第53号、「工事請負契約の締結について」説明いたします。

弓削高等学校学生寮整備工事における請負契約を締結することについて、議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的 弓削高等学校学生寮整備工事
- 2、契約の方法 一般競争入札
- 3、契約金額 582,780,000円
- 4、契約の相手方 愛媛県今治市南宝来町3丁目4番地の5
株式会社 河上工務店
代表取締役 河上 亮一 氏

提案理由は、弓削高等学校学生寮整備工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

次のページ、参考資料1をお願いいたします。

これは、配置図となっております。これ以降、参考資料2、3、4、5と添付しております。基本的に今まで全協等で説明してきた内容と同じでございます。昨年からこれまで5回説明したとと特に大きな変更はございません。

このような理由から実施設計の図面説明が本日になり、委員会での私の発言と異なった対応となりましたことについて、お詫び申し上げます。

参考資料6については、完成図となっております。

次の参考資料7は、工事概要ということで、施設概要と当初予算ベースでの財源内訳でございます。国費の離島活性化交付金が約2分の1の2億9,400万円。県費の木造公共施設整備事業が上限額の800万円。そして、交付税として70%が戻ってくる合併特例債2億9,170万円を活用し、町の持ち出しを最小限に抑えております。

最後に入札実施結果票と工事請負契約書を添付しておりますので御確認願います。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

はい、ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

契約書等々いただきました。ざっくりで言いますと、だいたい3月の議会でも説明を受けた部分もあると思いますが、この契約に至るまでの問題点が、また2、3質問したいと思います。それから、入札に関連する質問も行いたいと思います。それから総事業、それからその他におけるその財源の内訳の説明書がついてますけども、これについて質問していきたいと、こう考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、今回の契約に至るまでの問題点、これは私の承知しているところでは、今年の4月の26日に書面でこの計画が詳しく書かれたものをいただきました。それで、その中にはですね、いろいろ書かれておりますが、時代といいますか、時間の経過、この1年の中で変わってきたことは承知しておりますが、元々その、この去年の4月26日にいただいた中ではですね、建設費、諸々入れてですよ、入れて4億800万円と、それが、この計画書見ると約6億2,000万円というようになってるという状況にあります。

この1年間で2億円近いものの差が出てくるというのは、理解できるとは私は言いませんけども、ある程度の膨らみはあるだろうという想像できますけども、去年の4月の26日にいただいた資料では4億800万円という数字が、3月議会或いは今回の契約においてですね、6億2,000万円というような状況。これは非常にですね、差額が大きいというのが1点ではあります。

それと、ついでにですね、言いますと、この3月議会でも問題になりましたけれども、図面がなし、実施設計図面のなしで協議して予算は通ったという状況にあります。それから大きな問題としては、鉄筋では耐用年数が47年、木造では22年と半分以下の耐用年数しかないのに、この寮を木造でやる意味があるかどうかと。

この三つがですね、不透明、わからないという状況にありますので、その辺を説明をいただきたいと思います。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

それら、その件につきましては、もう以前から説明しているとおりでございます。金額につきましては基本設計を行い、その分の工事費の計上を行い、当初予算で計上を行い認められてきたところでございます。

事前の図面の提出につきましては、ちょっと本日になった、実施設計の図面の提出が本日になりましたことは、お詫び申し上げます。

鉄筋、木造、これにつきましても、以前の全員協議会での報告したとおりでございます。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

今、同僚議員が質問したことに全然答えてないと思うんですよ。もう一度お答えお願いで

きますか。きちんと説明してください。

さっきの6億円になった要因でも基本設計、実施設計、で何なんですか。それで、どうして6億円になったかっていう理由が全然見えません。ちゃんと説明してください。

耐用年数についてもそうですし、図面はお詫びしますじゃないですよ。じゃなんでこうなってしまったのかっていう説明をしてください。お願いします。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

金額につきましては、基本設計を行いまして、そこである程度、実施設計に近い金額をはじき出しております。その中でやはり人件費、資材プラスそれらの離島による輸送コストの高騰、離島による輸送コストが嵩むためこのような金額になったものでございます。そして、実施設計を行い、金額を当初予算に計上させていただいたものでございます。

図面の提出につきましては、本日となりましたが、入札中、入札期間が約1ヶ月ありました。そこで、基本的には基本設計の図面と、図面は変わりございません。そう思いまして、ちょっと、本日の提出となった次第でございます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

今、担当課長が申しあげましたように、経緯につきましては、その都度説明をさせていただいております。4億円が6億円、5億いくらになったということにつきましても、皆さん御案内のように、当初、一番最初の計画の時には、他の自治体の事例を参考に担当課が数字を出したものでございまして、専門的な数字ではないということ、これも説明をさせていただきました。もう何年も前の他の事例で担当課が概算で出したということです。

今回の数字は、設計書を本格的に出させていただいて、正式な数字で当初予算で出させていただいた。これについても説明をさせていただいております。

それと、先ほどから申しあげているように設計図面につきましては、基本的なものは何も変わっていないということで、本日の議案に提出させていただいて議論をしていただくということでございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

私の質問に、その都度説明してきましたということであれば、我々も承知してると思いますが、具体的な説明、きっちとした書面等々ではいただいております。この、昨年の4月26日の資料見ますとですね、経営面についても6月の全協には説明しますという、いう話っていうかそういうのが書かれております。ところが、見込み収支報告、この寮を建てて運営するにあたっていくら売上げがあつていくら支出がある。要は見込み収支報告書、こ

れも出てないんですよ。

ただ、建てるのが先行をしていっている。建てる理由となるそういうものがない。これで判断しろというほうが無理ですよ。それから、図面、図面とおっしゃいますけども、あれだけ3月議会で図面がなくて何を根拠に判断すればいいんですかと言った。たたき台はありましたけれども、実施設計の図面がなくて、なぜこの6億2,000万円の金が査定できるんだ、積算できるんですか。もっと言うと、この図面は3月29日、30日に出来上がってますよね。そうしたらですね、あれだけ3月で図面がないない、図面がなかったら困りますというお話をしましたけども、少なくとも4月入ってやっとできましたと、見てくださいと配布するのが本来じゃないですか。

この契約と一緒にね、この5月の末に配布するというのはね、行政としてのですね、対応、議会に対する対応、これはなっていないですよ。これは一担当課の責任じゃないですよ。今、そちらにいらしゃる、雛壇にいらしゃる皆さんの責任ですよ。その図面1点にしても、それから、見込みの収支決算にしても、ない状況で建てるというのはですね、自分の家を建てる時にいくら収入があって、どれだけ生活にかかってどうだこうだ、その辺をちゃんと計算した上で自分の家を建てると思いますよね。

そういう基本的なことがなくて、いけいけどんどんで建てるのが目的、こんなありようはないですよ。その都度説明してますとおっしゃいますけども、我々はそのようなことは聞いてません。町長、頭ひねってますけど、私はもらっていませんよ。

同僚議員も言っていましたよね、賛成討論で、まあ予算が付いたんだから建てりゃいいじゃないですか。そのあと、そういう問題は出てきますから吟味すればいいじゃないですかという趣旨の賛成討論でした。私は驚きましたけども、議員の考えですから、我々が批判することはできませんけども。

建てて、いくら収入があり、いくら経費がかかるかというものはですね、当然、行政として一担当課じゃないですよ。町挙げて計算してつくって提出するのが、で、これだけ年間持ち出しがありますということで初めてですね、建てるか建てないか、それを判断するんじゃないですか。

大義名分は学校残したいと、収支報告が1,000万円の赤字でも、これはやっていかなきゃいけないという判断立つんですけど、その判断する材料がなくて、建てるだけが、議案として出てきて、この6月で、この契約、こんな話ないですよ。

その見込み収支報告等々について、早急に出していただきたいと思いますが、出ますかね。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

この議案第53号については、選定業者の認定というところに意義があり、先ほどから、行政側からも幾度となく私たちも説明を受けている。その結果、3月の当初予算にて弓削

高の学生寮建築については、可決されている。

その問題で議長、この選定業者で良いか悪いか、この議事進行の修正をしてください。
(議長から「はい」の声あり) 今、同僚議員が言われているのは、枝葉の部分、肝心な議決に合った進行をお願いします。

○(前田 省二 議長)

はい、いろいろと御意見はあるかと思えますけども、先ほど藤田議員のほうも言われました。今回は業者の選定でございますので、もう予算は通っているかと思うんで。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員、何か。

○(8番・大西 幸江 議員)

業者の選定というか、これ入札の案件をどうするかなんですけど、でも、図面もちゃんと説明を受けてなくて、確かに予算は可決しましたけど、ほぼ半々ぐらいの数で可決してますよね。もめてる案件じゃないですか。議論は尽くされてないですよ全然。

住民の方からもたくさん意見をいただきます。弓削高は存続してほしい。住むところはやっぱりいる。でも、こんなにお金をかけていいのかっていうのは、たくさんの住民の方から声をかけていただきます。

やはりですね、住民の方に町は、言ったらわかるような説明は何もしてませんし、私たち議員も半分ぐらいの方は納得してないって反対を言ってるんですら、ここでちゃんと話を煮詰めさしてくださいよ。

そうじゃないと、これ建てても弓削高を盛り立てていくような事業になりませんよ。何でも議論を途中で切らないでください。お願いします。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

同僚議員がそうおっしゃるのなら、この選定業者で良いか悪いか、採決即してください。

(「何をいよんな」「何言ってんの」等の声あり)

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほどから説明してますように、基本的なものは全て説明をさせていただいております。濱田議員は聞いてないということですが、5回にわたって説明をさせていただいております。これ以上、何を説明するのか、何回説明していいのか、このままでは、行政運営或いは執行ができません。

今回、基本的なことは同じでございますので、設計図面を提出させていただいております。御質問があるようでしたら、この提出議案、資料について御質問をいただいたら、丁寧に答えさせていただきます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

同僚議員が言ってることはもう筋が通らないというかね、建てるのは簡単ですけど、少なくとも建てるんだったら、これだけ収入があつて支出があつてこれだけ儲かりますよ、或いはマイナスですよと言うものが、この議会に、この6月議会に出てきて、そこで判断すべき話じゃないですか。

私はね、3月の議会は、凶面もなしで通っちゃった。少なくとも6月にはその凶面と、それから収支報告、見込みのね、これだけの黒字、これだけの赤字があるけども、弓削高の存続を願うために、町として面倒見ていきますというものがないとですね、建てるだけですみますか。誰が運営するんですか。町でしょ。県がやるんですか。高等学校がやるんですか。

先ほど言いましたけれど、個人的な話で恐縮ですけども、自分の家を建てる時にね、自分の収入がいくらあるか分かんなくてね、建てる馬鹿いますか。この収入だったらローンを組める。ローンを組んで払っていても生活は何とかできるという裏付けがあつて初めて家建てるんでしょうが。

これ税金ですよ。後でまだ財源のことはまた質問しますけども、要は、肝心要な設計図ができました。建築費がこれだけかかります。これはわかりましたよ。でも、建てた後の運営はこれはこういう収支報告になりますと。私は赤だからやめろと言ってないんですよ。査定する、チェックするにはそれがないと困るでしょうと。これは難しい話じゃなんでもないですよ。それがセットになって建てるか建てないかを検討するのが本来じゃないですか。

それがないとですね、出してください、出した出したっていうけど出てませんよ。元々去年の6月の、えっと4月ですか、4月の26日ですかね、書かれていますよね。経営面については、6月で提示しますと。それから1年経っていますよね。その見込みの収支報告もなしで何を判断するんですか。

建てる値段、建築費は6億円、トータルでね、かかるってことはわかりましたよ。でも、一方で、これを建てて経営した時にいくら収入が入って、いくらコストがかかって出ていって、いくら儲かるか、或いはいくら損するけども、これはもう町がもっていくという話が出てこない、これワンセットでしょうが。

その中身が何かわからなくて、建てるだけで、どうして話が進めるんですか。説明つきますか町民に。この収支見込みのね、やつを出していただいて、これを議論するというのが筋だと思いますので、もう一遍検討してください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほどから申し上げておりますが、予算については3月で十分に練っていただいている案件でございます。

もちろん、寮についてもしっかりと対応して、運営についてはしっかりと対応してまいります。この寮、或いは教育機関というのは、利益を追求する施設ではございません。というところで、黒字になりますよとか、利益があがりますよという理論をすべき建物ではないと認識しております。しかし、財源もしっかりと国や県からいただいて、町民の支出を極力抑えておりますので、大きなマイナスにならないように運営していく予定で、計画でございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

私はね、経営して儲からないからやめろと言ってんじゃないんですよ。中身が知りたいというだけです。いくらマイナスでもこれは存続のために必要経費だと理解できるその基になる資料がないと判断が付きませんとおっしゃる。そう言ってるわけですよ。これはごくごく自然な考え方であり、当然行政は、建築費はこれだけかかります。ランニングコストはこれだけかかります。ということの説明した上で、説明はないですよ。見込みの収支報告については、何もなくて聞かされてませんから。

○(6番・林 康彦 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。

○(6番・林 康彦 議員)

ちょっと途中になりますけど、参考資料7の一番下に運営面につきましては、案につきましては、6月議会全協にて説明する予定であるとありますので、そこで資料を、ランニングコストに関する資料も出してもらって、説明してもらったんではどうなんですかね。

これを、なかなか今直ぐっていてもあれなんで、6月全協で説明する予定ってなってますんで、濱田さんそれでは駄目ですかね。

(濱田議員から「いや、それは去年の話でしょ」の声あり)

いやいや、この、(濱田議員から「こっちも、古い、去年のね、あれ見てくださいよ」の声あり) この6月でね。(濱田議員から「いや、その前の」の声あり)

前のがほしいということですか。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

去年の、最初にいただいた書類にね、

○(前田 省二 議長)

すいません。今回、この議題は、建物を、業者の発注でありまして、運営面に関しては、また運営面と別々に理事者のほうから出てくるんじゃないかと思いますが。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長)

林議員がおっしゃるように、6月でしっかりと提案させていただきます。まず、この建

物が議決されてない段階でございますので、ソフト面に関してはしっかりと、今、担当課としては練っておりますが、これが認められた後に、ソフト面に関しては、皆さんにしっかりと説明させていただくと、そういう方向になっております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

3月の議会でも、もちろん説明はしていただいたんですけども、運営面の資料については、でき次第、提供いただけるということだと思っておりますよ。なんですけど、今まで待っても結局出てこなくて、先に建物が建つと。建物が建ってしまったらですね、ソフト面ハード面言ってますけど、エアコンとか冷蔵庫とか電気食うものがちゃんとありますよね。それって建物にも付随してつけてしまいますよねこれ。

そういうことを考えると、ただ人件費だけの問題じゃなくて、建物につく備品についても当然知っておきたいっていうのは、当然ですし、住民の方からは、本当にたくさんの方から6億円もかける寮が必要なのかということと言われています。住民にわかるように全く議会を見ていただいても伝わってないんですよ。ていうことは、議論は尽くされていないし、説明は不十分だということです。

さっき予算についても、何年も前の計算、資料で計算したから2億円増えたんだという話だったんですけども、でももう、多分計算する時点では、資材は上がっているということは普通にニュースで流れてましたし、それを何も勘案せずに何年も前の資料で計算したとしたら、それはもう既に計算ミスですよ。

こんなに上がってるっていうのは、やっぱり納得できないですよ、私たちは。教育施設なのでマイナスになっても、それは運営していいんですよ。それは仕方のないことだと私も思います。でも、やっぱりトータル的に考えて、本当にこの建物でいいのかっていうことがわからないと、業者が良いとか悪いの以前の問題ですよ。

そこにだって行ってないのに、勝手に、勝手にじゃないですね、すいません。そうじゃないのに、もう入札してしまって、業者が決まってる。酷くないですよ、町長。だって、住民の方が理解できていないのに、こんなにたくさんのお金を、税金を投入するんですから。やっぱり議論が尽くされてない、それから説明責任が果たされてないからこういう状況に今なるんです。

運営面の資料については、本当に3月の委員会の時にも出来次第という話でしたよ。それが、この6月じゃないと出せないなんておかしいじゃないですか。だって、図面は3月末にできてたんでしょ。そしたら、エアコンの数だって、何だって、だんだん決まってきたはずですよ。今、5月の末です。2ヶ月間何やってたんですかっていう話です。案があるんだったらやっぱり早急に出してください。

トータル的に考えて、建てるか建てないか、やれるかやれないかっていうのをやっぱり判断するのが、本当の説明責任だと思います。資料の御提供お願いしたいですが、いかがです

か。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

大西議員は、もう住民の方が理解していないということで、ような御発言をされておりますが、一人ひとりには説明はしておりませんが、議員の皆様方には、3月予算で説明を、3月予算も含めて、説明をさせていただいておりますし、代表制において議会の皆様方の同意を得てるということでございます。

その順序を踏んでやらせていただいて、予算が、3月予算が通りましたので、執行権の中で入札をして、この入札業者、金額でいいでしょうかということを今回提出させていただいております。しっかりと順序を踏んでやらせていただいております。それを説明がない、理解できないと言われても、あと何回説明していいのか、ちょっと理解に苦しむところはございます。

そして、この寮の水道光熱費につきましては、この、これも3月予算の中で、1ヶ月分は計上させていただいております。その光熱水費等々についても、議会の皆さんに御了解をいただいている。これもあくまでも予算ではございますが、運営費の1ヶ月分は御了解いただいているというところでございます。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員、まだありますか。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

運営費の1ヶ月分は、準備期間ということでフル稼働じゃないですよ。だから、全然わからないですね、実際。まして予算です。何年か前の計算をするような話をしているのに、正しい数字が出てるとも思えませんし、やはりですね、きちんと計算したものを出していただきたいです。

○(前田 省二 議長)

はい、運営面の面は、後程、ここに書いてありますように別に出てくるかと思えます。

お諮りします。今回、この議案が提出された

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) 議長、質問。

○(前田 省二 議長) はい、どうぞ

○(7番・池本 光章 議員) いいですか。

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

今回のこの入札は、一般競争入札ということになっておりますが、一般競争入札と指名競争入札の違いをちょっと説明していただけますか。それと、なぜ、一般競争入札にすべき案件と、指名競争入札にすべき案件と、そういった区別と申しますか、そういった関係で、そういった入札方式を選択するのか。そういったところもお話、説明願いますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

入札方法、或いは金額とによる入札等々につきましては、もう内部でしっかり、皆様御案内と思いますが、しっかり決めております。その方法につきましては、担当課からお答え申し上げます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、今井部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

まず、5,000万円以上の土木工事につきましては、一般競争入札というような形で行っております。ですので、その辺で変わってくるということでございます。御説明の添付資料のとおり、契約の方法は、この際、この時は一般競争で、この工事は行っております。

以上です。(町長から「細かいところも説明しないと」等の声あり)

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員

○(7番・池本 光章 議員) はい。

指名競争入札であれば、こちら側が業者指名しますから、もうその通りなんだろうと思うんですけど、一般競争入札の場合は、いろいろ公報というか、お知らせするわけだろうと思うんですけど、その入札できる範囲とか、例えば、もう北海道から九州までOKよとか、いろいろあると思うんですけど、その辺はどがいになってるんですか。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

この度、この工事につきましては、地域を限定して行っております。東予地区とかそういう、その辺で限定しております。今回応札があったのが、(町長から「ルールを説明してあげて」の声あり)業者選定委員会です、まず、(池本光章議員から「ちょっと聞こえにくいんですが」の声あり。)はい。入札の審査委員会のほうです、まず、どの業者にするかとか、業者選定委員会でもどの業者にするかとか、指名競争入札にするかとか、一般競争入札にするかとか、金額のレベルもあります。業者の範囲もござい。その辺を限定して県内にするとか、全国にするとか、その辺を判断しております。

(池本光章議員から「今回、今回については」の声あり)

今回のにつきましては、東予地方局管内で縛ってやっております。東予地方局管内です。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、どうぞ、池本光章議員

○(7番・池本 光章 議員) はい。

今回について、その地域を限定した理由というのを説明願えますか。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、今井部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

まず、施工実績がある業者というところで、まず選定しております。担当課のほうとしても、担当課から上がってきた業者っていうのが、業者の一般競争入札につきましては、県内の実績がある業者とかその辺を判断して、地域を限定しております。ですので、この地域で応札があるんじゃないかというようなことで、地域を限定をした経緯でございます。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

今回のこの東予地区ですか、東予地区に地域を指定した確固たる理由というのはあるんですか。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、今井部長。

○(今井 稔 健康福祉部長)

当然、町の各実績がある県内の工事を行ったとか、そういう実績があるのを、全国の工事の一覧表とか、インターネットで載ってるコリズですかね、そういうところの企業で調べたら、県内東予地区でも実績があるというようなことでありますので、そちらの範囲で限定しております。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

概要を申し上げますが、御案内のように、例えば、土木が一番わかりやすいのでお伝えしますと、間違ったら言ってね(健康福祉部長に確認)、500万円以下でしたら、例えば、県のいうC業者、いくら以下であれば、ごめんなさいD業者。いくら以下の入札であればC業者。で、B、Aという県の実績によって上島町は分けております。そして入札方法、或いは本店がどこにあるか等々も含めて、全てルールで決めております。

特殊な場合を選定委員会でどうするかというふうに決めてるというところでございます。全て基準の、数年前から基準の中で、ルールの中で対応しているというところでございます。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

担当部長、町長の説明では、東予地区に地域を絞ったという明確な理由は、一つも中になんないんじゃないですか。例えば、東予地区にしなければならぬ県のほうからの指導があります。国からの指導があります。条件付きの今回発注ですいうんだったらわかりますよ。そう

じゃないんでしょう。そうじゃないのであれば、単純に考えて、愛媛県の今治から資材運ぶのと、広島県から資材運んでくると、単価的にそれだけでも十分違うでしょう。何で東予地区に限定する必要があるんですか。

旧生名村当時の工事発注はね、発注はですね、当然広島県入ってましたよ。価格的に安いから。東予地区に限定した理由をもう一度伺います。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど申しあげましたように、今までの実績等によって、或いは経験値等によって上島町は方向性を決めているということでございます。

まず、もう一つの方向性としては、町内企業が一つは優先するという、優先しなければならないということ、優先しなければならないということのも変なんです、これについては、国等々は、もう広く日本から全部自由に業者を入れなさいというようなお話もあります。

しかし、どう決めるかは各自治体の権限でございまして、上島町の場合は、町内業者を育てるという意味におきましても、なるべく町内を優先させる、その次に東予地区、その次に愛媛県、そして、その中でも、そう絞ってもできない場合を全国から募集する。そういう方向にしておりますので、今までどおりのルールでやっているところでございます。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員

○(7番・池本 光章 議員) はい。

でも、私的に解釈させてもらおうと、この前新聞紙上で賑わした入札についての発注のやり方云々について、いろいろ問題が生じましたが、今回のこの発注についてもですね、すごく灰色な部分を感じますよ。そうでしょう。

国は、全国、大手さんからも入札に入れてあげなさいというような流れで動いておるのに、何で東予地区限定なんです。おかしいじゃないですか。せめて四国地区、中国地方地区が考えられて当然、当たり前のことでしょう。

遠いところから資材を運ぶ。近いところから資材を持ってきて建設してもらう人件費、材料費、安くつくのは当たり前じゃないですか。

(濱田議員から「出来レースだから」の声あり)

以上で、私の質問は終わります。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。

(池本光章議員から「返答は要りませんよ」の声あり)

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(池本光章議員から「議長、返答いらんいうてよんじゃろうが」の声あり)

○(上村 俊之 町長) はい。

何をもって灰色と言われるのか、明確にしてください。

○(7番・池本 光章 議員)

東予地区に限定したというその理由が灰色だと言ってるんですよ。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) もういいですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、もう最後にします。最後にします。議長。

(池本光章議員から「もういいですよ、いいでしょ、延々に続けるんか」の声あり)

○(前田 省二 議長) はい、最後にしてくださいよ。

○(上村 俊之 町長)

他の自治体も同様なことをやっております。

○(7番・池本 光章 議員)

東予地区で限定したというのが、灰色だと言ってるんですよ。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

私がざっくりで三つに分けて、そのうちの一つが終わったようで、今、入札関連の話に移ってるようですので、私もそちらのほうに移ります。

この入札で感じることはですね、業者の経験がないので私は断定はできませんけども、一般競争入札、これたった1社ですよ、大体3社か4社あってね、で、この会社に落ちましたというんだったら理解できますけども、この入札の表を見ましても一社しかない。

具体的に言いますと、今年の5月12日午前9時30分、入札応募者1社、河上工務店から入札額が5億2,980万円で落札されたと、1社だけの応募入札で一般競争入札が成立するのか、法的に何ら問題がないのか。その辺と、入札価格は今言いましたように5億2,980万円です。町の予定価格が5億3,030万円です。これは99.9%ですよ。

もうこれは、はっきり言って町の決めた金が、前回、去年の10月にあったような事件と同じように、漏えいしてんじゃないですか。(町長から「失礼な」の声あり) 99.9%ですよ。去年の事件もあやふやにという、私どもから言ったらそうなる。行政から言うところとやりましたとおっしゃる。そういう状況の中で、誤解を生むようなことを改めて今回もやると。そう思われても、普通に考えたら、あれ、去年の10月の事件と同じように漏らしたのかなど。99.9%。1社でそれが成立するんですか。この辺のことをお答えください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長)

再度申し上げますが、漏えいしているのではないかと。個人的な思い込みを公の場で発言す

るのはやめてください。そういうことは一切ございません。

残念ながら、以前の入札ではそういうことがありましたが、その時はあまり議会が迫及しなかったみたいですしけれども。そういうこと反省も含めて、一切そういうことはございません。公の席で迂闊な言葉を使うのはやめてください。

そして、今回、落札率といいますか、近いということですが、御案内のように入札制度の変更によりまして、事後公表から今回は事前公表にしております。事前公表にしておりますから予定価格に近いということでございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

私が漏えいしてんじゃないかと、迂闊なことを言うなっていうけど、前例があるから言えるんですよ。そうでしょうが。去年の事件を総括してますか。第三者委員会つくって原因究明、再発防止に取り組んでますか。何もやってないじゃないですか。

行政内部で反省もしたろうし、ルールも決めたでしょうけども、それは通りませんよ。ほとんどの自治体がこういう事件が起きると第三者委員会をつくって原因究明、再発防止にどう取り組むか、そういう報告書を出して町民に明らかにしてますよ。

この上島町は何らやってない。行政がやりました、説明しました、私は今治行って頭下げました、ホームページも載せてますと、それは当たり前の話ですよ。

ついでに蛇足でいいですけども、ここにね、4月26日、去年ですよ。愛媛県立弓削高等学校学生寮整備事業計画という、こういう案内があって、ここにあったんですけど、私はこう書いてます。なぜ報告事項にするのか、なぜ協議事業にしないのと赤で書いてますよ。その隣に、これは下衆の勘繰りですよ。木造で河上工務店と判断しますと私は書いてる。そのように言われてるんですよ。これは勝手ですよ。はっきり言って、私の憶測ですから。ずばりですよ。先ほど言ったように、その1社でも法的に問題ないかということについてお答えください。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、今井部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

愛媛県のシステムを使って一般競争入札を行っております。これはもう(町長から「イエスカノーカ」の声あり)ですので、1社でも応札があったら、こちらのほうで契約を結ぶというような形になりますので、そのとおりでございます。

○(6番・林 康彦 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、林議員、何かありますか。

○(6番・林 康彦 議員) はい。

すいません、ちょっと聞きたいんですけども、その公表するのは、この予定価格を公表して、入札にするんですかね、ちょっと確認したいんですけど。

- (今井 稔 健康福祉部長) (挙手)
- (前田 省二 議長) はい、今井部長。
- (今井 稔 健康福祉部長) はい。

そうです。予定価格を事前に公表しております。

- (6番・林 康彦 議員) (挙手)
- (前田 省二 議長) はい、林議員。
- (6番・林 康彦 議員) はい。

事前公表で落札率が高めになるのはある程度仕方ないんですけども、ちょっと今回、1社しか入札がなかったというところですけども、やはりあれですかね、予定価格が厳しい。その辺が関係、物価の高騰があって、この金額では厳しいというので、やはり他の業者が手を挙げなかったという、憶測にはなりますけども、その辺のところはどうなんですかね。

- (今井 稔 健康福祉部長) (挙手)
- (前田 省二 議長) はい、今井部長。
- (今井 稔 健康福祉部長) はい。

担当課から当然設計積算して出てきた数字でございますので、これに基づいて予定価格を決めております。ですので、厳しいということとかではなくて、当然、最新の情報を担当課のほうと業者、設計業者ですね、と協議しながら出てきた数字でございますので、厳しいということではないとは、こちらのほうでは考えております。

(徳永議員から「議長、休憩」の声あり)

- (10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。
- (前田 省二 議長) はい、濱田議員。

(藤田議員から「議長、休憩」の声あり)

それじゃあ15分までトイレ休憩といたします。

(休 憩：午前10時04分 ～ 午前10時15分)

- (前田 省二 議長)
- 再開いたします。
- (10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)
- (前田 省二 議長) 濱田議員。
- (10番・濱田 高嘉 議員) はい。

入札に関してちょっと質問を続けます。

一般競争入札という形を取られてますけども、当然ですね、入札にですね、町内、町外にもいろいろ声かけてですね、入札に応募するように言ったと思うんですけども、何社に連絡されたんですか。その結果、どうして1社になったんですか。

- (上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

担当部長からお答えしますが、入札前に業者に声をかけることはいたしません。そういうことはありえません。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、今井部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

入札につきましては、電子入札でございますので、当然、全国に一気に、地域を限定した分ですけれども発信します。その中で東予地区の業者さんが応札されたという結果になりますので、町長の言われたとおり、前もってどっかの業者さんにお声をかけるとかそういうことは一切やっておりません。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

そうしますと、この事案に関してですね、町内、町外少なくとも四国エリアにはですね、声かけてっていうか、このような仕事があるということでオープンにして、それに対して業者が応募してくるという形ということですね。

それが1社しかなかったということですか。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、今井部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

1社しかございませんでした。

○(前田 省二 議長)

はい、この議案第53号ですが、工事請負の締結でございますので、業者を指定するかしないかと、この業者でいいかということであるかと思っております。その意味を含めてですね、まだまだ言いたいことがあるかと思っておりますが、運営面に関してですね。今日は議案としての工事請負契約の締結ということでありますので、ここで取っていいですか、もう。

(「切らないでください」「異議なし」「切らないでください議論を」等の声あり)

○(10番・濱田 高嘉 議員)

私は最初にですね、大きく三つありますと言って、最初の契約まで至るまでの話は終わりました。今、入札の話がされてます。その次に、私が言ったように財源の内訳とかね、それから、その話をまだ残ってますよね。だから、それが終わって打ち切っていただきたい。

○(前田 省二 議長)

わかりました。ほじゃどうぞ。お話、続けてください。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

入札に関してなんですけれども、この今やることが悪いとか間違ってるっていう話じゃなくて、そもそも一般競争入札で、ホームページなんか調べれば普通に出てると思いますが、町で、自治体でルールを決めて、その中で入札を行っていくというのが一般競争入札なんですよね。

だから、上島町は東予地区に限定をして入札を行ったら、1社しか入札がなかったと。これで、1社で落札ということに一応ここでなってるんで議決を求められてると思うんですけども、でもですね、今までやっぱり、以前に入札で事件ありましたよね。そのことを踏まえたら、やっぱり1社しかない入札の形っていうのは、やっぱりどうなのかなと思うんですよ。

正々堂々と、やっぱり公明正大にやってるんだっていうふうに見せるためには、やっぱり東予地区に限定するっていう理由もかなり弱いですし、愛媛県材使うんだったら、愛媛県内でせめて入札をしてもらって、応札が2社以上っていうふうにやっぱりやっていくような取り組みをしないと、この間の事件の総括も全然ホームページにも公開されてませんし、住民もあれはどがいになったんかって聞かれる方もいらっしやいます。

こういう状況でね、説明がなかなか上島町うまくないので、非常に不信感を持たれるわけですよ。なので、この入札がすごい悪いとかいう、このルールに則ってないという話じゃなくて、やはりこのルールを変えていく、公平に少しでも見えるようにやっていくっていう方法が選択できるんじゃないかと思うんですけれども、それはいかがですか。その考えはなかったんですか、この時点で。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

入札方法に関しては、しっかりと協議し改善をいたしました。そういった中で、本社が東予地区という、或いはこれは地域限定をするというのは他の自治体でもあること、よく、当たり前にあることをごさいますて、何ら上島町が特別にやってることではありません。

そういった中で、結果的に1社しかなかった。ちょっと私も驚きましたけれども、でも正直この時代に応札でもしていただけると、燃料高騰、材料高騰の中で応札があるということは、正直ちょっとほっとはいたしました。

でございますから、ルールどおりに、上島町独自でやってるんじゃないで、ルールどおりにやっておりますので、個人的な見解は拝聴いたしますが、御理解いただきますようお願いいたします。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

だから、そのルールを自治体で決めるんですよね。自治体で決めてるじゃないですか。国

はさっきも答弁いただいたように、全国規模でやればいよって言ってるんですよね。でも、上島町はわざわざ独自のルールをもって東予地区に限定したんですよ。しかも、本社が東予ってなったら大きい会社は絶対入れませんよね、皆さん大きい会社、本社、東京とか大阪ですから。そういうことでしょ。だから力のある業者は入ってこれなくて、もちろん、地元の少しでも地域の業者を育てていくという意味で、それは大事なこともかもしれませんけれども、でも、そんなに上島町裕福じゃないですよ。

小さい工事だったら、それは地元業者優先わかりますよ。でも、こんな何億もするような事業で、しかも信頼性だって安全性だって、法的にだって十分なものを建てたいというときに、わざわざ東予限定にして、しかも本社が東予にないといけないと。この間の事件の払拭も考えたら、こういう方法にするんじゃないかと、もう少し違う方法があったんじゃないかと思えますけれども、そういう検討の余地はなかったんでしょうかと質問してます。御回答お願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

検討した結果、このような対応にさせていただいております。再度申し上げますが、この限定ですよ、本社限定等々につきましては、上島町だけが独自にやっているのではなくて、上島町が決める場合も愛媛県内の自治体、他の自治体を参考にして決めさせていただいておりますので、法的にも何ら問題はございません。

○(前田 省二 議長)

はい、濱田さん、後、予算

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) どうぞ。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

この河上工務店ですね、評価というのは、本町ではどのような位置付けになってるのでしょうか。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井部長。

○(今井 稔 健康福祉部長)

本町の位置付けというか、実績が、上島町の実績があるという業者でございます。

(濱田議員から「実績はいいんですけど、その評価、ランキングというか、評価というか、そういうのがあるんでしょ、町には」の声あり)

ランキングですか。ちょっとランキングまではちょっと確認はとれてないんですけども。実績はございます。

(町長から「格付けはAランク」との声あり)

格付けは、Aランクでございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

これは、必ずしもAランク、うちのはAランクでしょうけども、自治体によってはですね、いろいろとランキングは違ってますよね。それは、それなりの理由があつて、ランキングが上がるってことないでしょうけど、下がるというのが、それはもう承知されてると思いますけども、そういうところがですね、他の自治体の話をちょっとこれも関係ない話ですけども、下がってるように聞いておりますし、ここ2年ほど公共工事には参加されてないというようなことも聞いております。

そういう業者さんをどうして1社しかないということで採用されたのか。そこには不透明が感じられるなど、これはもう憶測に過ぎませんが、私は先ほど言いましたように、私が去年聞いた時点でもうここに決まりだなど、こういう風土をつくったと、或いは私が解釈すると、理解するというのは、やはり、よっぽどのあれですよ。うちの町内でも河上工務店がやったのはたくさんありますけども、皆さんが私以上に知ってるでしょう。ランキングがどうこうじゃなくて、技術的な問題等々はお聞きになってるはずですよ。まあ、その辺にしておきます。

それでは、財源のほうに私はいきます。いいですかね。

(議長から「はい」の声あり)

財源につきましてはですね、資料いただいておりますのでこの通りなんですけども、一つ抜けてるんですけど、これはどういうことですかね。

補助金でですね、弓削高等学校振興対策事業として当初予算では998万円が計上されていて、それが可決されてるんですけども、いただいたこの資料の中には、これが入ってないんですけども、これは必要ないので外したのかどうなのか、その辺ちょっと確認してください。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

その振興対策補助金につきましては、この整備事業と関係ないものでございますので、入れてございません。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

わかりました。それでは財源といたしますか、この辺ちょっとお聞きしたいと思います。

国費としてですね、離島活性化交付金ということで2億9,400万円がついておりますけども、これは決定した額ですか、それとも今からそういう数字を国に求めていくということなのか、その辺はいかがでしょう。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

決定した数値でございまして、令和5年4月18日に国土交通大臣から決定通知を得ております。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

それから県費、愛媛県からですね、いただくのが、これは木造をつくるということで、県のほうからいただく金がですね、ざっくりですけど6億2,000万円ね、かかる案件で800万円ですよ。高等学校は県立ですよ。もう少しね、何とかならなかったかなと思うんですけどね。

もう全部町が持つんですか、というか、もう少し県に相談してですね、元々県立ですから、県の勘定と責任でやらなきゃいけない話がね、町が努力されて財源も確保し、つくっていきこうという姿勢を見せてるのに、2%にもならないんですよ。800万円ですよ。

この辺は個人的な感情で言いますと、県のためにもなることだし、町のためにもなりますけども、少なくとも、国並みとは言いませんけども、県がもう少し頑張っていただいているのではないかと、町民感情からそう思いますよね。

その辺の何て言いますかね、町と県とのどのような話で、この800万円という、率でいうと1.3%しかならない金額に収まったのか、その辺はいかがでしょう。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

御案内のように、愛媛県は昨年度から高校再編、県立高校の高校再編について、いろいろと議論を進められたところがございます。愛媛県としては、高校を、数をちょっと乱暴に言うとか減らしていくというような方向でございまして、そういった中においても、愛媛県が弓削高校を特例措置で20人以下が3年続いた場合には廃校にするよ。本来、基本は30人が3年続いたら廃校ですが、愛媛県は弓削高校に関しては20人3年ということで御配慮いただいております。

このように、愛媛県は、弓削高校に対してしっかりと見つめてくれて、対応をしてくれております。そこで、その再編の中で盛んに言われていたのは、地元がどれだけ地元の高校に情熱を注げるかということも議論の一つでありました。

御案内のように、砥部高校も新たな学部を入れるなどして、自ら、砥部町自体が動いております。上島町は、皆さんの御理解によりこういった寮の動きも含めて、弓削高校に情熱を注いでいると、ということが伝わっているものと思います。

でございますから、上島町にとって唯一の県立高校である弓削高校を守っていくために

は、上島町独自が支援していくと、愛媛県におんぶがだっことというような段階ではないということをお理解いただきたいと思います。

○(村上 和彦 副町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和彦 副町長) はい。

県費の補助金について、私のほうから少し説明をさせていただきます。

濱田議員がおっしゃるように、もっとたくさんの補助金を県が出してくれると上島町としても非常に助かるんですけども、この補助金は公共施設木材利用推進事業補助金という補助金でございまして、弓削高校建てるからくれるという補助金ではなくて、自治体が公共施設を木造或いは木質化した時に限定して支給される補助金ということで、限度額が800万円となっておりますので、これ以上の、上限となっておりますので、これ以上の補助金が見込めないということで最大限の金額ということで御理解いただいたらと思います。

よろしくをお願いします。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

これもですね、木造にするからこういう結果になったんじゃないかなと、こういうふうにも解釈できますけども、現実的には、6億2,000万円ほどかかるものが、800万円の県からの応援というふうには受け取るしかない。

そこで起債としてですね、2億9,170万円が合併特例債ということで謳われておりますが、私も不勉強ですけども、合併特例債、当初、合併して10年というような話があって、それから5年間の延長があって、それから再延長がありましたね。

再延長が何年でしたかね。再延長が被災地っていうのは、多分これは東日本の震災の該当する市町村は、25年ということになっておりますけども、上島町がこの被災者じゃなくて、以外のごとで20年というふうには書かれていますけども、本町の立ち位置っていいですかね、どういう、どこに該当する、この合併特例債が該当するのか。その辺はどうなんですか。質問がわかりませんか。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田部長。

○(杉田 和房 総務部長)

合併に資する事業ということで、延長、延長重ねて、本町もそれに該当しとるということで、今回、これを申請して借りるようになっております。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

うちは、じゃあ合併特例債はいつまでですか。単純にあれですか、20年足せばいいんです

か。10年と20年、30年足せばいいんですか。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田部長。

○(杉田 和房 総務部長)

ちょっと記憶が定かでないんですが、おそらく20年だったと記憶してます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

そこで、この合併特例債はあくまで借金ですよ。これが、ここに書かれていますように70%がですね、交付税算入というふうに謳われていますけども。これは決まりですか。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

決まりでございます。

ちなみにですね、この、例えば、この2億9,170万円を借りるとなると、約2億円が町のほうに戻ってくるという決まりでございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

先ほど活性化の時には、ちゃんとそういう書類をあるとおっしゃってましたけども、これもそういう書類があるんでしょうか。いただけますか。提出されますか。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田部長。

○(杉田 和房 総務部長)

申請がまだこれからですので、そういうその書類というのはまだできておりません。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

これからの申請というのは、この計画が、去年からスタートしてて、大丈夫なんですかね。早くできなかったのか。また、活性化交付金と同じようにですね、書類を出せば、時間が早くなっていたものか。その辺はいかがですか。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、杉田部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

この合併特例債というのは、建設関係の合併に関する協議を、計画を出しておりますので、県のほうには、内々の協議を進めておりますので、ほぼ間違いなくこの合併特例債を付

けてくれるとは確信しております。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

それと、そうすればあれですかね、70%交付税として返ってくるということは間違いないんですか。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

国のルールでございますので間違いありません。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

一般的っていうのは専門外ですけども、お聞きしますけども、過疎債とかね、辺地債とかありますけども、これとの関連といたしますか、どちらが有利で、有利なほうでやられたと思っておりますけども、その辺の検討はされたんでしょうか。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

上島町の場合、過疎債、辺地債、いろいろありますけど、どれも活用できるんですけど、それぞれ枠がございますので、その中の枠で一番有効的なのが合併特例債だということで、これを充当するようにしております。

○(前田 省二 議長)

はい、それではこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第53号、「工事請負契約の締結について(弓削高等学校学生寮整備工事)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、亀井議員、藏谷議員。

反対者：林康彦議員、池本光章議員、大西議員、濱田議員、池本興治議員。

はい、賛成多数です。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第54号

○(前田 省二 議長)

日程第6、議案第54号、「物品売買契約の締結について（岩城方面隊第3分団ポンプ車購入事業）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(小林 俊則 消防長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

議案第54号、「物品売買契約の締結について（岩城方面隊第3分団ポンプ車購入事業）」における物品売買契約を締結することについて議決を求めるものです。

- 1、契約の目的 岩城方面隊第3分団ポンプ車購入事業
- 2、契約方法 指名競争入札
- 3、契約金額 29,480,000円
- 4、契約の相手方 愛媛県松山市空港通2丁目18番32号
株式会社 新日本ライフテック
代表取締役 大澤 慎哉 氏

提案理由といたしましては、岩城方面隊第3分団ポンプ車購入事業について、物品売買契約に付するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものです。

内容につきましては、岩城方面隊に配備されている消防ポンプ自動車は平成10年の登録から25年経過したことにより老朽化が進んでいるため、更新計画に基づき更新いたします。

参考資料を簡単ですが添付しておりますので、御確認ください。

掲載しております写真及び外観図については、カタログデータというか、イメージ図として御認識をお願いいたします。

次のページには、購入見積結果一覧表と物品購入契約書を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。（「ありません」の声あり）はい。

○(7番・池本 光章 議員)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、池本議員、光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

ポンプ車の購入という事業でございますが、ポンプ車を購入するにあたって、東予地区内にはポンプ車を取扱ってる業者はなかったんでしょうか。

○(小林 俊則 消防長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

今回、3社応札していただいておりますが、東予地方局の管内ではポンプ車を建造できるような業者はございません。

(池本光章議員から「1件もない」の声あり)

はい、これまでもいろいろつくってはいまいますが、対応できる、小型の軽四の積載車ですね、でしたらあるんですけど、この大きなポンプ車両については、県内のこの、今のところ、今回3社ですけれども、それも東予地方局管内ではありません。

(池本光章議員から「ないんですね」の声あり)

はい、ありません。

○(前田 省二 議長)

他に質疑はございませんか。(「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第54号、「物品売買契約の締結について(岩城方面隊第3分団ポンプ車購入事業)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

本臨時会の会議に付された案件は、本日で全ての審議が終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、令和5年第1回上島町議会臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) はい。

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じるとともに、本臨時会は、本日で閉会することに決定いたしました。

(起立、礼)

(了)

(閉 会 : 令和5年5月26日 午前10時45分)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員